

平成18年度事業報告

昨年は、サッカーワールドカップドイツ大会において、日本は予選リーグ敗退という残念な結果に終わった反面、野球界においてはワールドカップベースボールクラシックの第1回大会で優勝という偉業を成し遂げたことは、記憶に新しいところである。

浄化槽関連では、浄化槽法の一部改正が施行され、目的(公共用水域の水質保全等)の明確化、放流水に係る水質基準の創設、維持管理等に対する監督強化等が盛り込まれたことにより、浄化槽が恒久的な生活排水処理施設として期待される場所である。

また、昨年6月に公益制度改革3法が公布され、従来民法で規定されていた社団法人、財団法人の位置付けが、事業の公益性の有無により区分されることとなった。

このような状況の中、当センターは下水道と対比し経済的、効率的な浄化槽のPRを行うため、県下全域20市町を会長及び支部長等が訪問し、首長に対して浄化槽事業の更なる拡大を要請した。

法定検査事業においては、法改正により強化された11条検査の未受検者への対応を保健所・市町等と連携し行うとともに検査実施率の向上を目指し、「採水員制度」導入に向けて検討を行った。

一方、現在入居している愛媛県宮西ビル(県所有)が老朽化等の理由により売却されることになり、事務所移転問題が生じたため、「事務所設置検討委員会」を設置し検討を行い、松山市辻町に土地(建物付き)を購入し、移転することとした。

その他、平成18年度事業計画に基づき実施した主な事業は次のとおりである。

1. 事務所移転に係る検討

平成18年8月に県から愛媛県宮西ビルの退去(退去期限：平成20年3月)について申し入れがあり、この問題に対処するため、事務所設置検討小委員会(5回)、事務所設置検討委員会(4回)、総務企画委員会、理事会等の協議を経て移転先を決定した。

移転先：松山市辻町2-31 (JR松山駅から0.6km)

土地・建物の規模については、平成19年度事業計画(案)参照。

2. 浄化槽(合併処理)の普及啓発

(1) 県下全市町(11市9町)を訪問し、市長・町長等に対し、浄化槽のPRを実施するとともに、単独から合併への転換に対する助成制度の創設、維持管理費補助制度の創設等に関する要請活動を実施した。

(2) 浄化槽整備事業実施20市町との連携を図るため、「浄化槽業務推進連絡会」を東・中・南予で開催し、補助基数の増加等を要請するとともに、適正な施工・維持管理及び円滑な法定検査の実施に向け、情報交換を行った。

(3) 各支部が主催、協賛する浄化槽普及啓発事業に補助金を交付(延べ5事業)し、支部

活動の推進に協力した。

3. 法定検査の推進

- (1) 「第四次法定検査実施5か年計画」の2年目にあたり、検査員18名体制で7条検査 4,645基、11条検査 34,964基の計39,609基を実施し、計画基数38,000基を1,609基上回る結果となった。
- (2) 浄化槽法の一部改正(平成18年2月1日施行)により強化された11条検査未受検者への指導・PRを保健所・市町等と連携し、新たに693基の11条検査を実施するとともに、「浄化槽使用廃止届出書」の提出について指導、助言を行った。
- (3) 平成15年4月1日から事業を開始した一括契約システム(保守点検+清掃+法定検査)により、7条検査 308基・11条検査 696基の計 1,004基の契約を締結した。

(内 訳)

対象地区	7条	11条	合計
伊予市	99	321	420
松前町	157	180	337
久万高原町	52	195	247
合計	308	696	1,004

- (4) 法定検査の結果、不適正等と判定された浄化槽を対象に、検査対策委員会において改善指導の検討や処理を行うとともに、設置者等に起因する不適正浄化槽については、保健所等に改善指導を要請するなど不適正基数の減少に努めた。

4. 研修会の開催

- (1) 浄化槽に関する最新情報(市町への権限移譲等)を会員に提供するため、「浄化槽技術研修会」を平成19年2月8日(木)、松山市で開催(参加者139名)した。
- (2) 先進県における組織運営及び11条検査の効率的な推進方法である採水制度等を研究するため、(社)茨城県水質保全協会において役員研修を実施(平成18年11月13日)した。
- (3) 公益法人としての組織運営及び支部の事業活動を推進するため、本部・支部役員を対象に役員研修会を平成18年7月28日(金)、松山市で開催(参加者95名)した。

- (4) 浄化槽法指定検査機関四国地区協議会に所属する検査員を対象に、平成18年9月21・22日の2日間、松山市において研修会を開催（出席者71名）し、検査技術の向上に努めた。
- (5) 支部が主催する地域に即した「支部実施研修会」に補助金を交付（2支部）した。

5. 各種受託事業の実施

愛媛県及び松山市等の委託事業を受託し、自主管理機能の体制整備、適正な施工・維持管理の推進、法定検査の啓発に努めた。

< 愛媛県 >

- ・ 浄化槽登録業者指導事業

< 松山市 >

- ・ 浄化槽保守点検業者登録等指導事業
- ・ 浄化槽設置整備事業に係る確認事業
 - 1) みなし浄化槽（単独処理）等からの転換の事前状況（281基）
 - 2) 浄化槽の据付工事状況（876基）
 - 3) 設置後の機能等の状況（876基）

< (財) 日本環境整備教育センター >

- ・ 全浄協登録浄化槽実地調査（14基）

6. 組織の整備強化

- (1) 愛媛県浄化槽取扱指導要綱に基づく浄化槽技術者の登録更新（3年毎）を行い、各技術者に登録証を交付するとともに、「浄化槽技術者登録名簿」を作成し、関係行政機関に配布した。

・ 設備士	750	名	
・ 管理士	732	名	
・ 清掃技術者	151	名	計 1,633 名

- (2) 県から市町への浄化槽業務に係る権限移譲に対処するため、「浄化槽設置台帳」（電子データ）の整備及びパソコンを活用した支部業務・事務の効率化に着手した。
- (3) 公益法人会計基準（平成18年4月1日適用）の改正に伴い、平成18年度から決算書（正味財産増減計算書等）の様式を変更した。
- (4) 県の指導に基づき、支部会計を本部会計に統合した財務諸表（貸借対照表等）を作成し、財務情報の透明化を図った。

7. 広報活動

- (1) 浄化槽管理者(設置者等)に対し、維持管理(保守点検、清掃、法定検査)の徹底を図るため、9月25日～10月1日の間マスメディア(テレビCM)を利用してPRを実施した。
- (2) 管理センターの活動状況や浄化槽に係る情報を会員及び関係行政機関等に伝えるため、機関紙「えひめの浄化そう」(9月・3月発行)及び「全浄連ニュース」を配布(年4回)した。
- (3) ホームページを通じて広く一般に対し、浄化槽の構造・機能等への理解及び管理センターの組織・活動状況のPRを行った。

8. 関係機関、団体との連携強化

- (1) 県、市町及び関連団体との連携を深め、各種事業の円滑な推進を図った。
- (2) (社)全国浄化槽団体連合会四国支部、浄化槽法指定検査機関四国地区協議会の支部長・会長県として、関係機関との連絡調整を図り、浄化槽業界の発展に努めた。

9. 調査研究

全国浄化槽技術研究集会(主催:(財)日本環境整備教育センター)及び公衆衛生技術研究会(主催:愛媛県立衛生環境研究所)へ参加し、新しい処理技術及び環境問題全般に係る知識の修得に努めた。